

第2回大分県道路メンテナンス会議

日 時：平成26年10月30日10時～

場 所：大分河川国道事務所 別館会議室

議 事 次 第

司会 大分河川国道事務所 副所長

1. 開 会

2. 挨拶（大分県道路メンテナンス会議会長）

3. 規約改正について

資料-1

4. 九州地方整備局からの話題提供

- ・道路メンテナンスに関する動向（道路部 道路保全対策官）
- ・交付金について（道路部 地域道路課）

5. 各種通知関係について

①定期点検要領の通知（H26.6.25道路局）

資料-2

②橋梁定期点検の優先順位の考え方（案）（H26.7.23道路局）

資料-3

③道路橋等の定期点検業務積算資料（暫定版）等について（H26.8.4道路局）

資料-4

6. 研修計画及び研修実施状況について

資料-5

（休憩）

7. 意見交換

8. 閉会

第2回大分県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役 職	氏 名	本人 出席	代理出席者	
					役 職	氏 名
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所	稲田 亮	○		
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所	菅 伊佐男	○		
副会長	大分県土木建築部	道路保全課	亀井 敏和	○		
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長	遠藤 雄二	○		
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	横山 陽一	×	道路構造保全官	植田 定
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	佐々木英明	×	地域道路課長補佐	園田 宣昭
委 員	大分市	土木建築部長	首藤 龍雄	○		
委 員	別府市	建設部長	岩田 弘	○		
委 員	中津市	建設部長	中崎 治市	○		
委 員	日田市	土木建築部長	財津 隆之	×	副主任	高倉 実
委 員	佐伯市	建設部長	山田 卓司	○		
委 員	臼杵市	ふるさと建設部長	吉野 和宏	○		
委 員	津久見市	都市建設課長	古谷 修一	○		
委 員	竹田市	建設課長	阿南 智博	○		
委 員	豊後高田市	建設課長	筒井 正之	○		
委 員	杵築市	建設課長	宮崎 弥栄	○		
委 員	宇佐市	建設水道部長	川野 慎三	×	土木課長	山崎 哲義
委 員	豊後大野市	建設課長	衛藤 一郎	○		
委 員	由布市	産業建設部長	生野 重雄	○		
委 員	国東市	建設課長	阿部 泰世	○		
委 員	姫 島 村	建設課長	中城 正光	○		
委 員	日 出 町	都市建設課長	村岡 政廣	○		
委 員	九 重 町	建設課長	小野 亮一	○		
委 員	玖 珠 町	建設水道課長	平井 正之	○		

(参考)

オブザーバー	大分県 建設技術センター	建設技術センター 技術部長	前岡 宏	○		
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	山内 崇	×	助役	清水琢磨
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課					
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課					
	大分県 土木建築部 道路保全課					
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所					

第2回大分県道路メンテナンス会議座席表

出入り口

出入り口

出入り口

入場口

事務局	事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----	-----

九州地方整備局道路部
道路保全企画官

九州地方整備局道路部
道路保全企画官

佐伯河川国道事務所
事務所長

大分河川国道事務所
事務所長

大分県土木建築部
道路保全課長

大分高速道路事務所
事務所長

西日本高速道路株式会社
地域道路調整官

大分市 土木建築部長	別府市 建設部長	中津市 建設部長	日田市 土木建築部長	佐伯市 建設部長	臼杵市 ふるさと建設部長	津久見市 都市建設課長	竹田市 建設課長	司会 大分河川国道事務所 副所長	大分県 建設技術センター 技術部長	JR九州 大分支社 鉄道事業部 工務課長	玖珠町 都市建設課長	九重町 建設課長	日出町 都市建設課長	姫島村 建設課長
								オフザバー						

豊後高田市
建設課長

杵築市
建設課長

宇佐市
建設水道部長

豊後大野市
建設課長

由布市
産業建設部長

国東市
建設課長

報道	報道
----	----

随行者席	随行者席	随行者席	随行者席
○	○	○	○
○	○	○	○

大分県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名 称）

第１条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第２条 会議は、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第３条 会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- （１）道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- （２）道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- （３）道路インフラの維持管理技術に関すること。
- （４）その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組 織）

第４条 会議は、別表－１に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

- ２．会議には、会長及び副会長を置くものとし会長は国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
- ３．会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
- ４．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- ５．会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
- ６・本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

（専門部会）

第５条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

- ２．「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。

（事務局）

第６条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

- ２．事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交

通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

大分県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所
副会長	大分県土木建築部	道路保全課
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	道路保全企画官
委 員	国土交通省九州地方整備局 道路部	地域道路調整官
委 員	大分市	土木建築部長
委 員	別府市	建設部長
委 員	中津市	建設部長
委 員	日田市	土木建築部長
委 員	佐伯市	建設部長
委 員	臼杵市	ふるさと建設部長
委 員	津久見市	都市建設課長
委 員	竹田市	建設課長
委 員	豊後高田市	建設課長
委 員	杵築市	建設課長
委 員	宇佐市	建設水道部長
委 員	豊後大野市	建設課長
委 員	由布市	産業建設部長
委 員	国東市	建設課長
委 員	姫 島 村	建設課長
委 員	日 出 町	都市建設課長
委 員	九 重 町	建設課長
委 員	玖 珠 町	建設水道課長

(参考)

オブザーバー	大分県 建設技術センター	建設技術センター 技術部長
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課	
	大分県 土木建築部 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所	

今回、省令に基づき点検する施設として、**道路トンネル、道路橋、シェッド・大型カルバート等、横断歩道橋、門型標識等**について、「定期点検要領」を策定

1. 道路トンネル

トンネル本土工及びトンネル内に設置されている附属物を取り付けるための金属類や、アンカー等。

2. 道路橋

橋長2.0m以上の橋、高架の道路等。

3. シェッド、大型カルバート等

ロックシェッド、スノーシェッド、大型カルバート^(※)等。

(※)大型カルバートとは、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートを想定。

4. 横断歩道橋

横断歩道橋

5. 門型標識等

門型支柱(オーバーヘッド式)を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置(収集装置含む)。

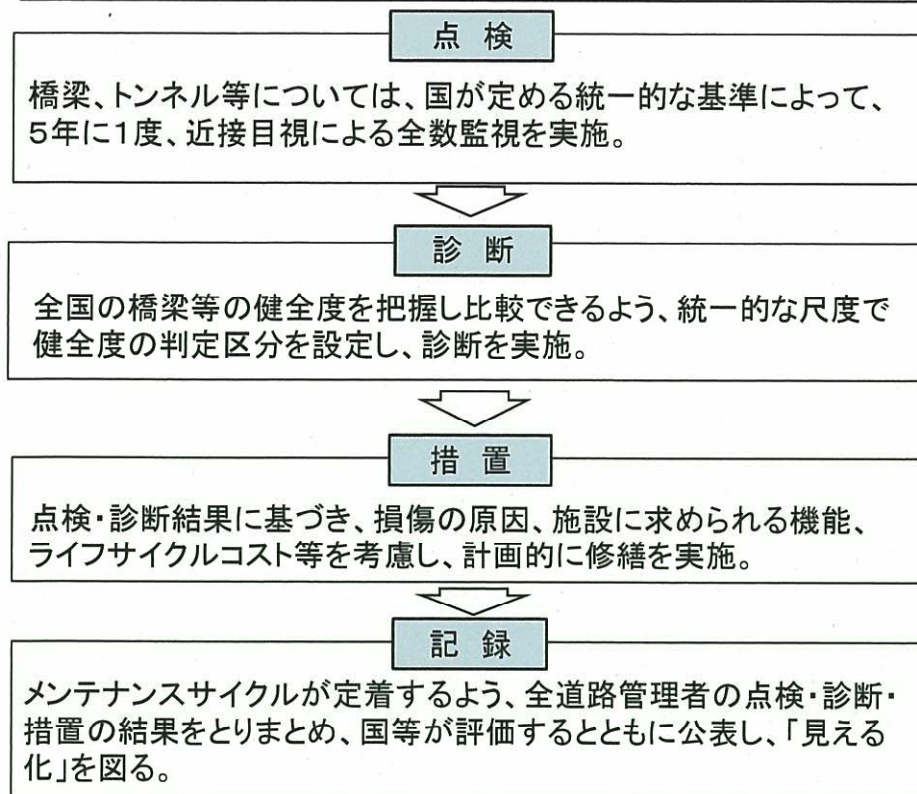
2-0

各種定期点検要領の比較 ～橋梁の例～

各道路管理者による定期点検要領の適用について			
	①道路橋定期点検要領 (H26.6 国土交通省 道路局)	②橋梁定期点検要領 (H26.6 国土交通省 道路局 国道・防災課)	③各道路管理者独自の要領 (策定は任意)
点検頻度	5年に1回の頻度を基本		
点検方法	近接目視を基本。必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用		
判定の単位 (部材単位毎)	部材単位(上部構造<主桁、横桁、床版>・下部構造・支承部・その他)毎に、 変状の種類 (鋼部材の場合は、腐食、亀裂、破断、その他)毎に判定を行う。	全部材の最小単位(例:主桁の場合、横桁間等に仕切られた1本単位)である 要素毎、損傷種類毎 に判定を行う。	省令・告示の規定を満足すれば、各道路管理者が必要に応じて、①より詳細な点検、記録等の要領を独自に定めてよい。
対策区分の判定 (部材単位毎)	(規定なし)	上記の要素毎、損傷種類毎に、「 損傷程度の評価(a,b,c,d,e) 」を行った上で、構造上の部材単位あるいは部位毎、損傷種類毎に、「 対策区分の判定(A,B,C1,C2,E1,E2,M,S1,S2) 」を行う。	
健全性の診断 (部材単位毎)	部材単位毎、変状の種類毎に、 I～IVの判定区分 により診断する。 (それぞれの区分は、下記構造物単位毎と同じ)	部材単位毎、損傷の種類毎に、 I～IVの判定区分 により診断する。 (それぞれの区分は、下記構造物単位毎と同じ)	
健全性の診断 (構造物単位毎)	構造物単位毎に、 I～IVの判定区分 により診断する。 (I:健全、II:予防保全段階、III:早期措置段階、IV:緊急措置段階)		

メンテナンスサイクルと定期点検要領の構成

メンテナンスサイクルの流れ(H26.4.14道路分科会提言より)



定期点検要領の構成

〈項 目〉

- 適用範囲
- 定期点検の頻度
- " の方法
- " の体制
- 健全性の診断
 - ・部材単位
 - ・構造物単位
- 措置
- 記録

(参考)

- 点検における主な着目点
- 点検表記録様式

2-2

定期点検要領の概要(その1)

(橋梁の例)

1. 適用範囲

本要領は、道路法第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等(以下「道路橋」という)の定期点検に適用する。

2. 定期点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

3. 定期点検の方法

定期点検は、近接目視(※)により行うことを基本とする。

また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

(※近接目視:肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している。)

4. 定期点検の体制

道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

2-3

定期点検要領の概要(その2)

5. 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行う。

<診断の手順>

部材単位の健全性の診断

(判定の単位)

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

(変状の種類)

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

道路橋毎の健全性の診断

2-4

(参考)健全性の診断の手順(橋梁)(その1)

市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを付録に記載

橋 梁

部材単位の健全性を診断したのち、道路橋全体としての健全性を診断

部材単位の健全性の診断

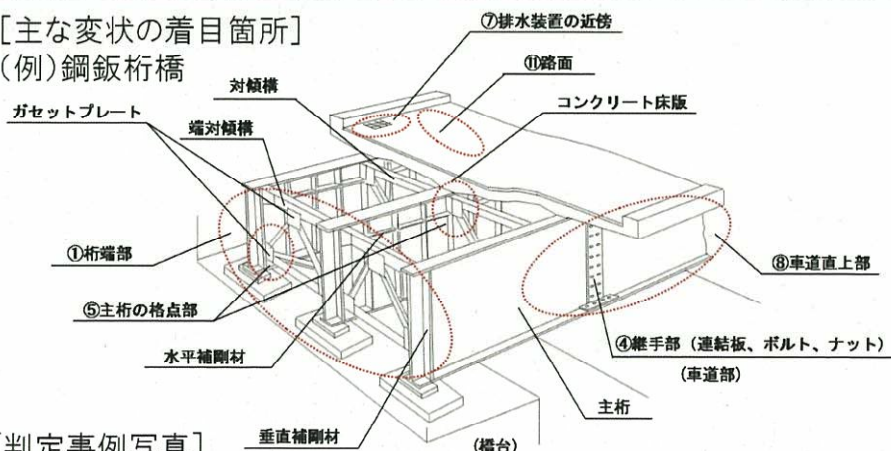
[判定の単位]

- ・上部構造
(主桁、横桁、床版)
- ・下部構造
- ・支承部
- ・その他

[変状の種類]

- ・鋼: 腐食、亀裂、破断等
- ・コンクリート: ひびわれ、床版ひびわれ等
- ・その他: 支承の機能障害等

[主な変状の着目箇所]
(例) 鋼鈹桁橋



[判定事例写真]

(例) 腐食



判定区分Ⅱ



判定区分Ⅲ



判定区分Ⅳ

2-5

道路橋毎の健全性の診断

(参考)健全性の診断の手順(橋梁)(その2)

点検に当たっての「主な着目箇所」と「着目ポイント」を図解も用いて記載

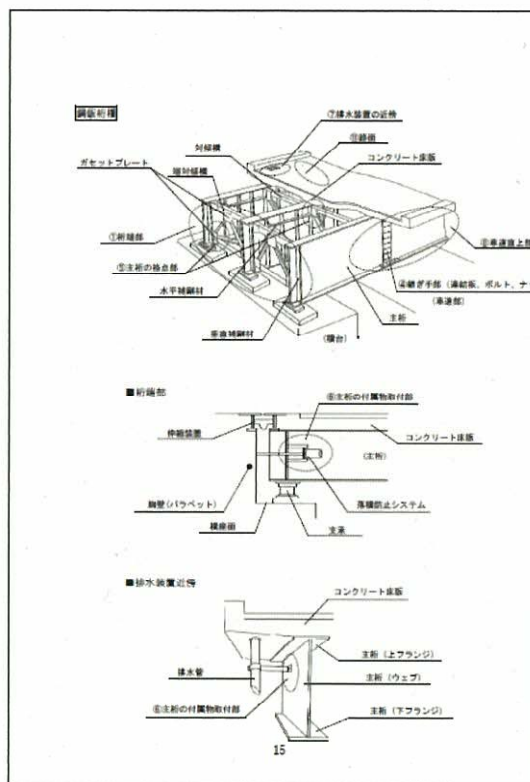
(例)鋼橋の一般的な構造と主な着目点

付録1 一般的な構造と主な着目点
1.1 鋼橋の一般的な構造と主な着目点

鋼橋の定期点検において着目すべき主な箇所を表-1に示す

主な着目箇所	着目のポイント
①桁端部	■狭い空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積など腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食が進行しやすい。 ■伸縮装置部からの漏水などが生じやすい。 ■路面段差や伸縮装置の影響から、自動車荷重の影響を受けやすい。 ■支点部であり、落橋防止構造などが設けられる耐震性能上重要な部位である。
②桁中間支点部	■狭い空間となりやすく、高湿度や塵埃の堆積などにより腐食環境が厳しい場合が多く、局部腐食や異常腐食が進行しやすい。 ■支点部であり、桁端部同様に、大きな応力を受けやすく、溶接部の亀裂を生じたり、地震時に変形などの損傷を生じやすい。
③桁中間中央部	■大きな応力が発生する部位であり、亀裂の発生などで部材が大きく損傷すると落橋など致命的な状態になる可能性がある。
④継手部	■ボルト継手部は、連結板やボルト・ナットによって雨水や塵埃の堆積が生じやすく、腐食が生じやすい。 ■ボルト、ナット、連結板は、角部・縁部で損傷しやすいだけでなく、塗装膜厚が確保しにくい部位であるため、防食機能の低下や腐食が進行しやすい。 ■溶接継手部は、亀裂が発生しやすい。(亀裂はそのほとんどが溶接部から発生する)

13



2-6

(参考)健全性の診断の手順(橋梁)(その3)

部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な変状例に対して、判定にあたって考慮すべき事項の例及び判定事例写真を記載

(判定区分Ⅱ)

部材の損傷	①腐食	1/4
判定区分Ⅱ	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から補修を要することが考えられる状態。(予防保全段階)	

(判定区分Ⅲ)

部材の損傷	①腐食	2/4
判定区分Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があるが、早期に補修を要すべき状態。(早期補修段階)	

(判定区分Ⅳ)

部材の損傷	①腐食	3/4
判定区分Ⅳ	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が高く、緊急に補修を要すべき状態。(緊急補修段階)	

部材の損傷 (腐食の影響の程度、雨水の浸入など) によって、腐食速度は異なる。腐食速度に応じて予防保全的補修を行う。

腐食の程度、点検時に一定以上の部材の断面が露出している状態と判断される場合、部材の内部に腐食が進行していることがあり、特に溶接部は腐食の進行が著しい。

部材の断面が露出している状態と判断される場合、部材の内部に腐食が進行していることがあり、特に溶接部は腐食の進行が著しい。

部材の断面が露出している状態と判断される場合、部材の内部に腐食が進行していることがあり、特に溶接部は腐食の進行が著しい。

(例)部材:鋼部材の損傷、変状:腐食

(判定区分Ⅱ)

コンクリート部材の損傷	ひび割れ	1/4
判定区分Ⅱ	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から補修を要することが考えられる状態。(予防保全段階)	

(判定区分Ⅲ)

コンクリート部材の損傷	ひび割れ	2/4
判定区分Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があるが、早期に補修を要すべき状態。(早期補修段階)	

(判定区分Ⅳ)

コンクリート部材の損傷	ひび割れ	3/4
判定区分Ⅳ	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が高く、緊急に補修を要すべき状態。(緊急補修段階)	

コンクリート部材の損傷 (ひび割れの程度、雨水の浸入など) によって、腐食速度は異なる。腐食速度に応じて予防保全的補修を行う。

ひび割れの程度、点検時に一定以上の部材の断面が露出している状態と判断される場合、部材の内部に腐食が進行していることがあり、特に溶接部は腐食の進行が著しい。

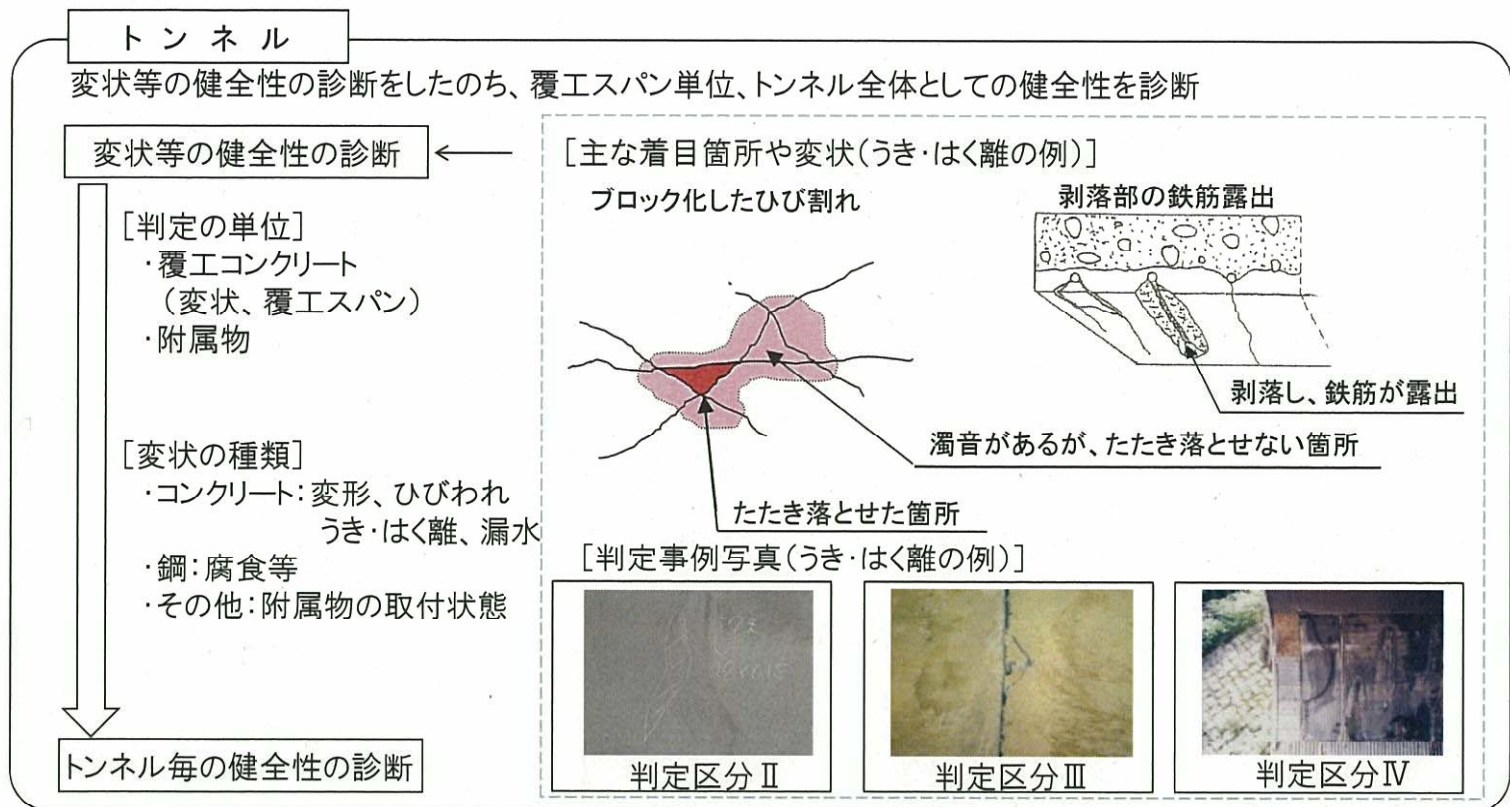
ひび割れの程度、点検時に一定以上の部材の断面が露出している状態と判断される場合、部材の内部に腐食が進行していることがあり、特に溶接部は腐食の進行が著しい。

ひび割れの程度、点検時に一定以上の部材の断面が露出している状態と判断される場合、部材の内部に腐食が進行していることがあり、特に溶接部は腐食の進行が著しい。

(例)部材:コンクリート部材の損傷、変状:ひび割れ

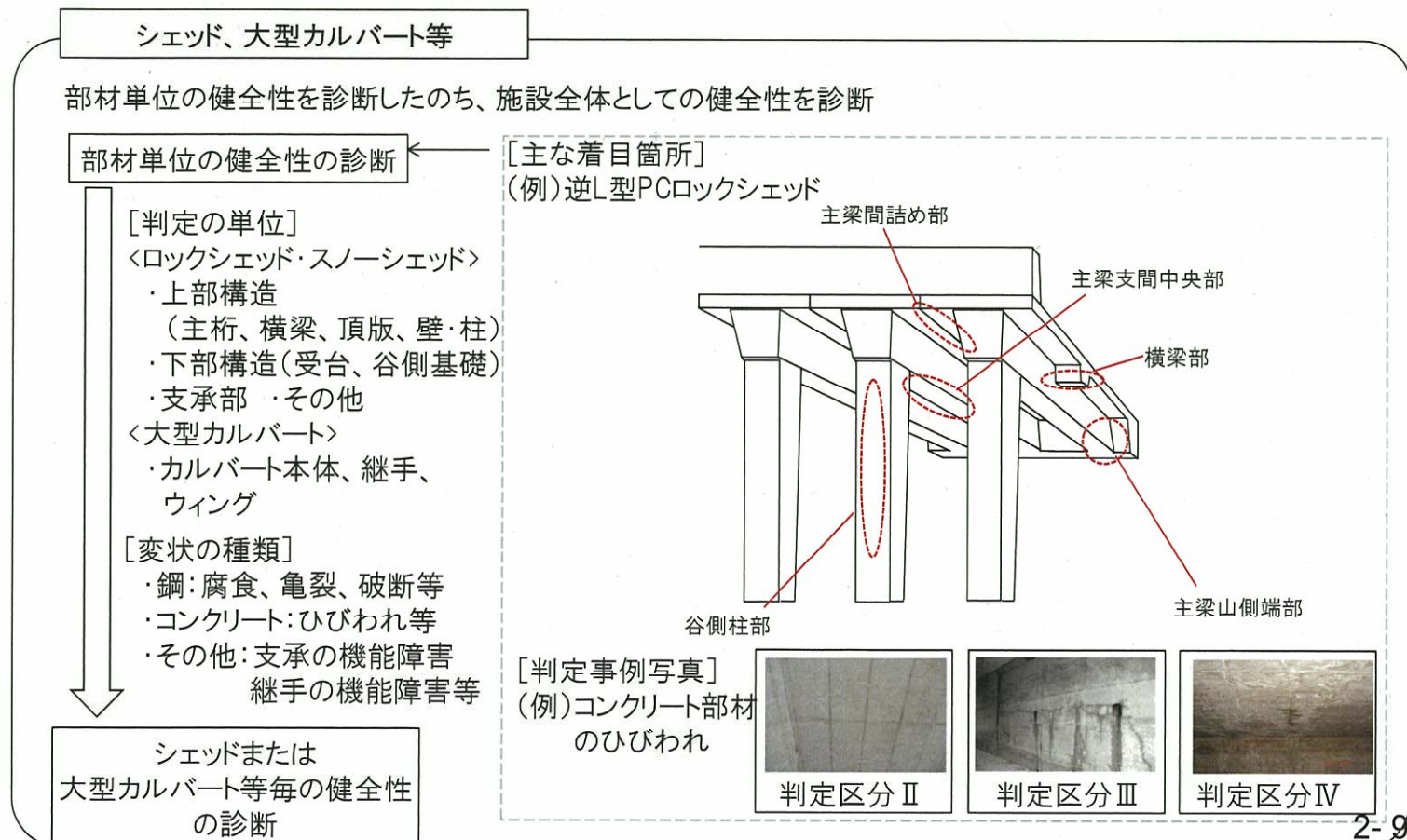
2-7

(参考)健全性の診断の手順(トンネル)



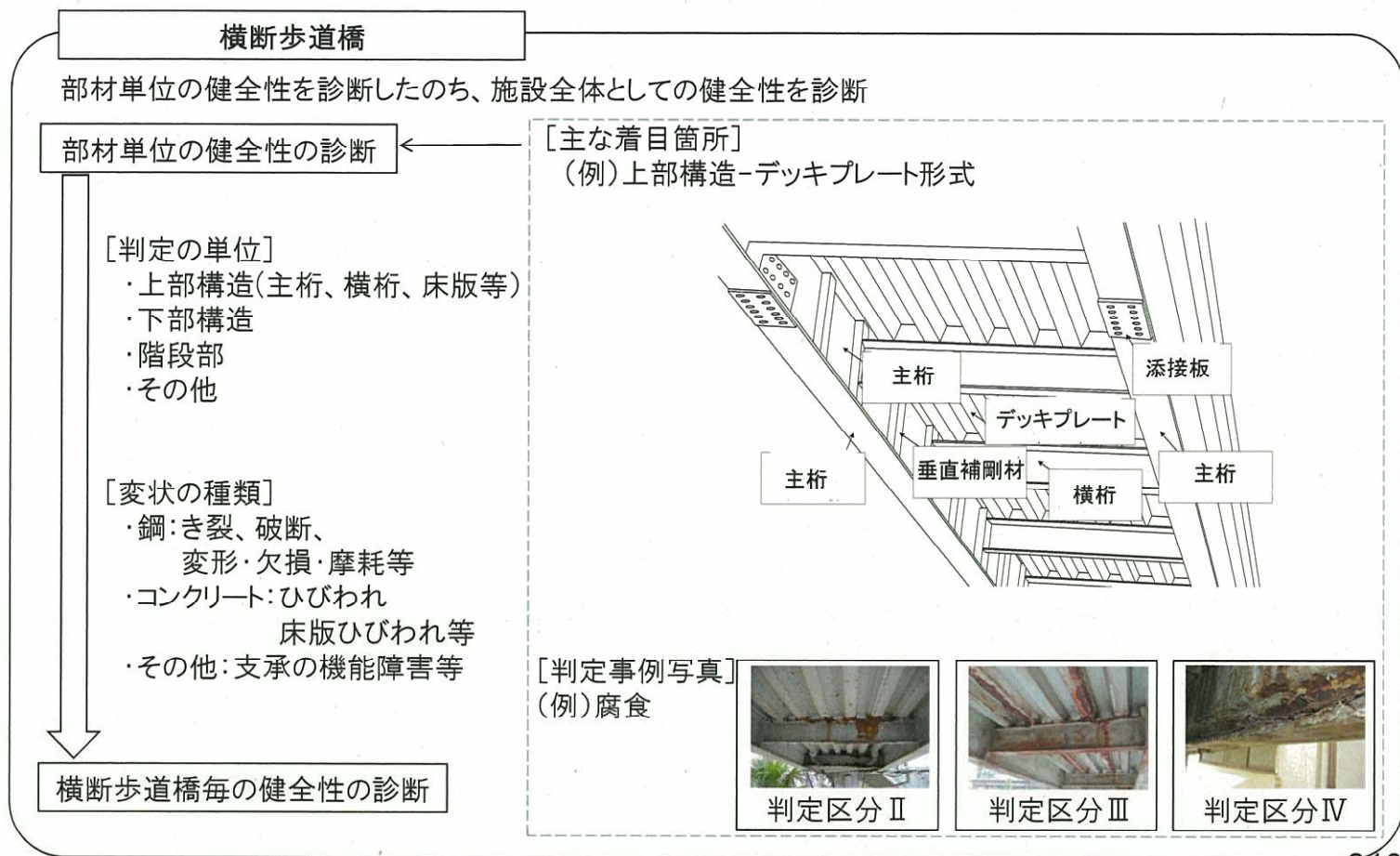
2- 8

(参考)健全性の診断の手順(シェッド、大型カルバート等)



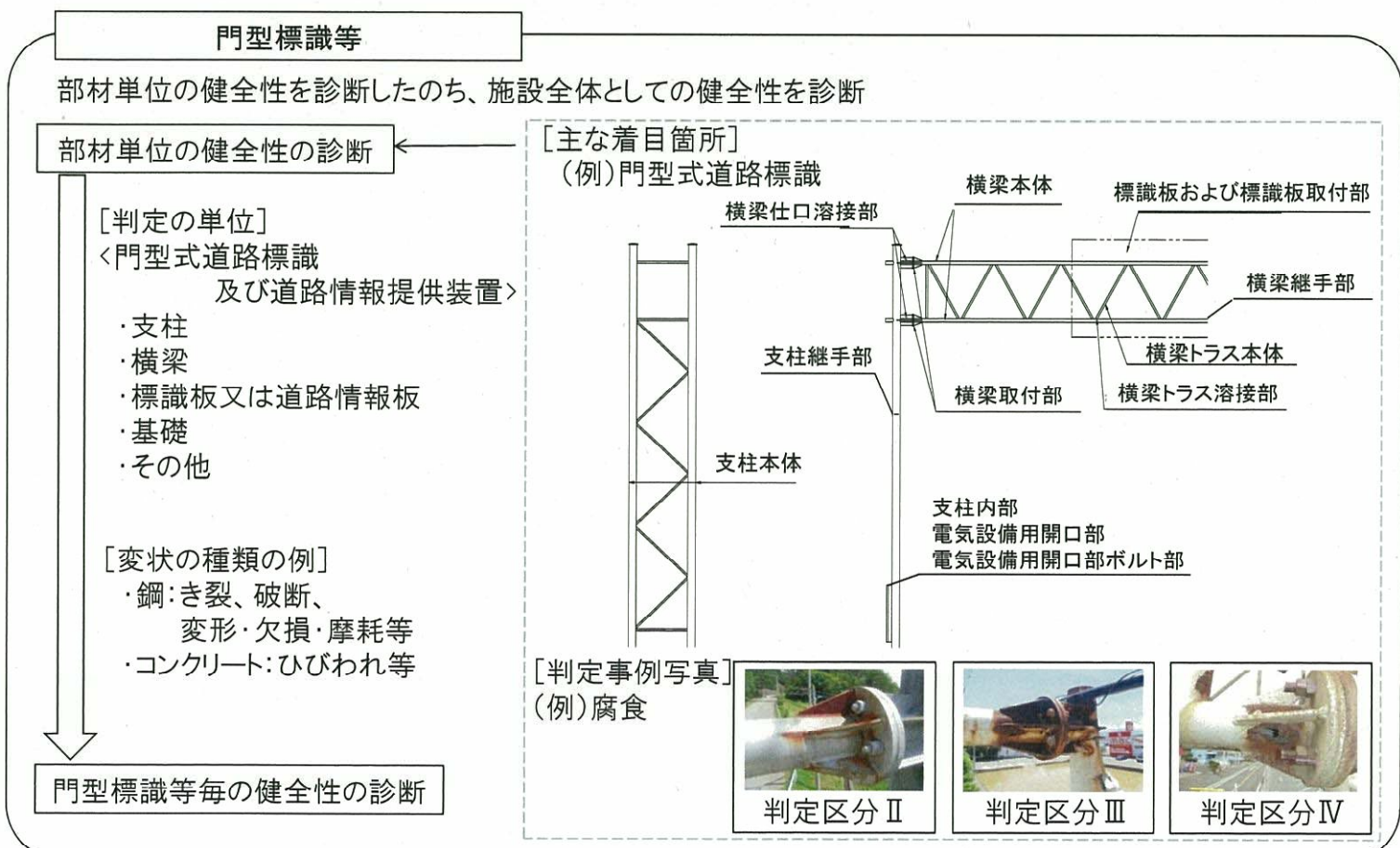
2- 9

(参考)健全性の診断の手順(横断歩道橋)



2-10

(参考)健全性の診断の手順(門型標識等)



2-11

6. 措置

部材単位の健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

7. 記録

定期点検及び健全性の診断の結果並びに措置の内容等を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。

(参考)点検表記録様式(橋梁)(その1)

点検表記録様式には、諸元、変状のあった部材の診断結果、橋全体の診断結果、写真(全景と変状箇所)を記載
より詳細な項目を記録する場合は 橋梁定期点検要領(平成26年6月国土交通省道路局国道・防災課)などを参考に適宜追加可能

別添3 点検表記録様式

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名

路線名

所在地

起点側緯度

緯度

経度

43° 11' 02"

141° 19' 28"

〇〇橋

国道〇号

〇〇県△△市□□地先

(フリガナ) マルマルバシ

管理者名

点検実施年月日

路下条件

代替路の有無

自専道or一般道

緊急輸送道路

占用物件(名称)

〇〇県△△土木事務所

2013.5〇

市道

有

一般道

二次

水道管

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者

(株)〇〇コンサルタント

点検責任者

△△ □□

措置後に記録

部材名

判定区分(I~IV)

変状の種類(II以上の場合に記載)

備考(写真番号、位置等が分かるように記載)

措置後の判定区分

変状の種類

措置及び判定実施年月日

上部構造

主桁

II

腐食

写真1、主桁02

I

2014.8〇

横桁

II

腐食

写真1、横桁02

I

2014.8〇

床版

III

ひびわれ

写真2、床版01

II

ひびわれ

2014.8〇

下部構造

支承部

I

その他

道路橋全体の健全性の診断(判定区分I~IV)

点検時に記録

措置後に記録

(判定区分)

(所見等)

III

部分的に床版の打ち替えが必要

II

(再判定実施年月日)

2016.7〇

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次

橋長

幅員

1984年

107m

11.8m

起点

終点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

(参考)点検表記録様式(橋梁)(その2)

状況写真 変状箇所の写真、部材単位の判定区分を記録

様式(その2)

状況写真(損傷状況)
 ○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真に記載のこと。
 ○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

写真1  主桁02、横桁02 上部構造(主桁、横桁)【判定区分: Ⅱ】 支承部【判定区分: 】	写真2  床版01 上部構造(床版)【判定区分: Ⅲ】 下部構造【判定区分: 】
--	--

214

地方公共団体を対象とした研修の充実

メンテナンス体制を強化するため、地方公共団体の職員が参考可能な研修を充実

現状の問題点

- 地方公共団体の技術力が不十分
- 研修のカリキュラムが体系化されていない(地方整備局等が各々実施)
- 現在、技術事務所等において年間約400人を対象に研修を実施しているが、
地方公共団体からは更なる実施を求める声がある。

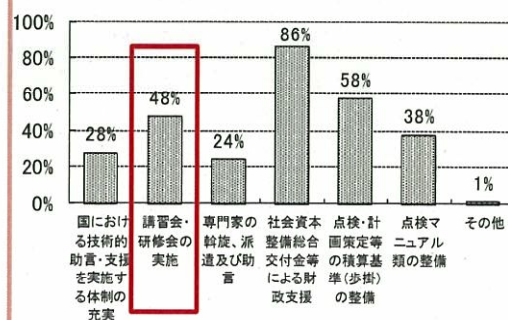
今後の研修の概要

- 橋梁、トンネルの維持管理に関する研修について、
初級、中級、特論の3段階を準備し、研修を実施
- (初級) 各地方整備局技術事務所において、実務的な点検の実施に重点を置いた研修を実施。地方公共団体の受け入れ枠は、1000人×5年間を確保
- (中級) 国土交通大学校において、直轄国道の点検・修繕等が実施できるレベルの研修を実施
- (特論) 国土交通大学校において、疲労、塩害、アルカリ骨材反応などの特殊現象について、その発生や対応を理論を含めて研修を実施

※初級研修は8月より順次開始予定。
 各地方公共団体には整備局より今後参加募集を行う予定。

(参考)国に求める支援内容

[市区町村]



※ 複数回答有(有効回答数1,630)

出典:道路局調べ(H24.7)

新しい点検要領に沿って点検を開始する地方公共団体における 橋梁定期点検の優先順位の考え方(案)

資料3

	対 象	備 考
最優先 (建設後年数や点検記録の有無によらず、直ちに点検に着手すべきもの)	・緊急輸送道路を跨ぐ<u>跨道橋</u> / <u>跨線橋</u> ・緊急輸送道路を構成する橋梁 ・既往損傷がある、著しい損傷がある等、<u>緊急的に点検が必要な橋梁</u>	・高速道路を跨ぐ跨道橋及び跨線橋については、高速道路会社及び鉄道事業者との調整が必要なことから、直ちに協議等に着手する ・市町村は緊急輸送道路を構成する橋梁の点検に初年度から着手する
優先度高 (地域の実情に応じて優先的に点検に着手すべきもの)	・<u>主要幹線道路</u>(注)を構成する橋梁 ・<u>建設後相当年数</u>(築約50年以上)<u>経過している橋梁</u> ・<u>建設年次不明および建設後一度も点検していない橋梁</u> ・<u>重交通が多いことや環境状況が厳しい等早期に点検が必要な橋梁</u>	
—	・その他上記以外の道路	

(注)主として、地方生活圏および主要な都市圏域の骨格を構成する道路、地方生活圏相互を連絡する道路や主要地方道(緊急輸送道路を除く)など、道路管理者の判断による

事務連絡
平成26年8月4日

各都道府県道路事業課長
各政令指定都市道路事業担当課長
各市区町村道路事業担当課長

}

殿

国土交通省 道路局

企画課	企画専門官
国道・防災課	課長補佐
国道・防災課	
道路保全企画室	課長補佐
環境安全課	企画専門官
高速道路課	
有料道路調整室	課長補佐

道路橋等の定期点検業務積算資料(暫定版)等について

道路橋定期点検要領(平成26年6月 国土交通省 道路局)および道路トンネル定期点検要領(平成26年6月 国土交通省 道路局)に基づき実施する業務について、積算を行う際の参考となる資料(定期点検業務積算資料(暫定版))をとりまとめたので送付します。

また、合わせて、シェッド・大型カルバート等定期点検要領(平成26年6月 国土交通省 道路局)、門型標識等定期点検要領(平成26年6月 国土交通省 道路局)、横断歩道橋定期点検要領(平成26年6月 国土交通省 道路局)に基づく定期点検の業務発注において、見積を取得する際の参考資料(定期点検業務の見積取得参考資料)を作成したので送付します。

なお、参考にする場合は、業務規模や現地状況を考慮したうえで、使用してください。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても、送付願います。

【H25年度講習会（実績）】

① 橋梁の日常管理・長寿命化修繕計画に関する技術講習会

（福岡・佐賀・長崎）（大分・宮崎）（熊本・鹿児島）に分け開催
〈1日間、佐賀・宮崎・鹿児島〉

対 象：自治体職員

参加人数：160人（実績）

目 的：橋梁の日常管理、橋梁損傷・診断・
補修事例等に関する講習会

講 師：直轄職員（本局）等



② 橋梁技術支援セミナー

〈3日間、福岡市〉

対 象：自治体職員及び直轄職員

参加人数：69名（実績）

目 的：橋梁点検・診断技術の習得、
橋梁損傷及び補修等の維持
管理に係わる専門知識の習得

講 師：大学教授、国総研及び
土研職員、直轄職員等

【H26年度研修（計画）】

② エキスパート研修

〈3～5日間、九州技術事務所〉

対 象：自治体職員及び直轄職員

予定人数：120名程度

時 期：（橋梁初級Ⅰ）9/29（月）～10/3（金）
（トンネル初級）11/10（月）～11/12（水）

目 的：橋梁、トンネル、河川管理施設に係る点
検・診断技術の習得、損傷及び補修等
の維持管理に係わる専門知識の習得

講 師：国総研及び土研職員、直轄職員等

① メンテナンス研修

〈2～3日間、各県で開催〉

対 象：自治体職員（及び直轄職員）

予定人数：各会場50～100名程度

時 期：橋梁 10/7（火）～10/8（水）
トンネル 10/21（火）～10/22（水）

目 的：橋梁、トンネル、河川管理施設に係る
点検要領の理解、点検結果の適切な
評価の習得及び的確な補修工法の
選定

講 師：直轄職員等

■地方自治体への支援（各種研修等）

◆構造物の老朽化対策に関する研修

○構造物の老朽化が急速に進むなか、点検から補修、記録等のメンテナンスサイクルによる構造物保全の取り組みが重要であり、自治体職員が、損傷・診断、措置等について、技術的判断を行えるよう技術習得し、自治体が行う構造物保全の取り組みを支援することを目的とする。（座学・現場）

【H26年度の実施予定】

○九州技術事務所での研修 今回募集の研修

研修コース名	目 的 / 習得予定技能	期 間	受入人数 (予定)
【新規】 点検エキスパート (橋梁初級Ⅰ)	橋梁の老朽化が急速に進むなか、点検から補修、記録等のメンテナンスサイクルによる橋梁保全の取り組みが重要であり、現場の最前線で担当する係長等が、損傷・補修、点検等について、技術的判断を行えるよう技術習得し、適切な橋梁保全が実施できるようにすることを目的とする。	9/29～10/3 (5日間)	20
【新規】 点検エキスパート (トンネル初級)	道路ストックの老朽化が急速に進むなか、メンテナンスサイクルによる維持管理が重要であり、現場で担当する係長等が、点検要領を十分理解し、点検の適切な実施・評価できるよう技術習得を図り、適切な維持管理が実施できるようにすることを目的とする。	11/10～12 (3日間)	10

【現地実習実施状況】



【講習会実施状況】



受講者決定までの作業フロー

研修受け入れの案内



研修 受講者の推薦報告



推薦者とりまとめ



受講通知【公文書通知】

受講許可

- ・研修受講許可書の送付
- ・研修実施要領、カリキュラム、名簿
- ・研修のしおり、地図等



研修受講